

## マイナ保険証※の使用をお願いいたします

※マイナ保険証…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの

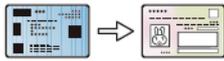
協会けんぽ 加入者のみなさまへ

これからは  
医療を受けるなら  
マイナンバーカード。

忘れずに!



保険証は、マイナ保険証へ。



令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止されます。

これからは、**マイナンバーカード**を医療機関等に持っていけば、**マイナ保険証**として使用いただけます。

### マイナ保険証として登録していない方でも 医療機関等ですぐに登録し、使うことができます。

登録が済んでいない人も病院で登録できる



マイナンバーカードを持って病院へ。

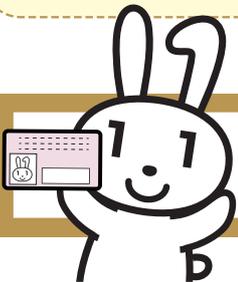


受付のカードリーダーにマイナンバーカードを置く。



顔認証などで本人確認。マイナ保険証として使用できます。

※カードリーダーはモデルが違う場合があります。

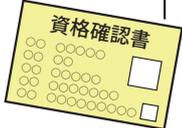


マイナ保険証についての**特設サイト**は**こちら**



# 令和6年12月2日以降、新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際※に 事業主の皆様へお送りするものは以下のとおりです。

※協会けんぽへの加入日が令和6年12月1日以前であっても、令和6年12月2日以降に加入処理がされた場合は、健康保険証はお送りいたしません。

1	資格情報のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"><li>●新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。</li><li>●各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。</li></ul>	
2	資格確認書	<ul style="list-style-type: none"><li>●資格取得時等に申請があった方、マイナ保険証をお持ちでない方に発行します。マイナ保険証をお持ちでない方については、本人の申請によらず、職権で発行します。</li><li>●マイナンバーカードをお持ちでない方など、マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等を受診する際にご利用ください。</li></ul>	
3	高齢受給者証	<ul style="list-style-type: none"><li>●70歳以上の方全員には引き続き高齢受給者証を発行します。(マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。)</li></ul>	

## 一年の医療費を振り返ろう

協会けんぽでは年に一度、健康保険で診療を受けられた加入者の皆様に、ご自身の治療等にかかった医療費について確認していただくために、「医療費のお知らせ」をお送りしています。

対象者

扶養家族も含め、健康保険で診療を受けられた加入者全員

対象期間

令和5年9月から令和6年8月診療分

※令和6年11月上旬時点で、退職等で健康保険の資格がない場合や、対象期間に医療機関等の受診がない等の場合は作成されません。

※令和6年9月分以降については医療費のお知らせに記載されませんので、必要な場合は領収証を保管いただきますようお願いいたします。

送付時期

令和7年1月中旬～下旬

送付先

事業所（任意継続被保険者についてはご自宅）に届きます

医療費のお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細として使用できます

確定申告については税務署にお問い合わせください。

マイナンバーカードをお持ちの場合は、確定申告の手続きの際に医療費のお知らせ等がなくても、マイナポータルと連携して医療費情報を「医療費控除の明細書」に自動入力できます。詳しくは、国税庁のホームページを確認してください。

事業主様へ

「医療費のお知らせ」は医療費に関する個人情報であるため、**開封せずに**従業員に渡してください。また、退職等の場合には、お手数をおかけしますが、当協会へ返送してください。

